

保 険 医 療 機 関
保 険 薬 局 届 出 事 項 変 更 (異 動) 届
生 活 保 護 法 指 定 医 療 機 関

医療機関(薬局)コード		保険医療機関又は 保険薬局の名称	電話番号 ()	
① 保険医療機関 又は 保険薬局の名称	変更前	(フリガナ)	(変更年月日)	
	変更後	(フリガナ)	令和 年 月 日	
② 開設者名 又は 代表者名 (法人の場合は法人名 及び代表者職氏名)	変更前	(フリガナ)	(変更年月日)	
	変更後	(フリガナ)	令和 年 月 日	
		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号	() 医・歯・薬 号 医籍等登録番号 第 号	
③ 管理者 又は 管理薬剤師	変更前	(フリガナ)	(変更年月日)	
	変更後	(フリガナ)	令和 年 月 日	
		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号	() 医・歯・薬 号 医籍等登録番号 第 号	
	健康保険法第70条の2第1項に 掲げる保険医療機関の管理者の 要件を満たしている旨 (※)		<input type="checkbox"/>	
④ 保険医 又は 保険薬剤師 (※記入欄が足りない 場合は、「届出事項変 更(異動)届 附票」に 記入すること)	勤務者	(フリガナ)	(変更年月日)	
		令和 年 月 日		
		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号	() 医・歯・薬 号 医籍等登録番号 第 号	
	常勤・非常勤の別	常勤・非常勤	担当診療科	
	退職者	(フリガナ)	(変更年月日)	
令和 年 月 日				
保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号		() 医・歯・薬 号 医籍等登録番号 第 号		
常勤・非常勤の別	常勤・非常勤	担当診療科		
⑤ その他の変更 区画変更、診療科目、 診療時間(開局時 間)、病床数変更、法 人の所在地変更等	変更前	(フリガナ)	(変更年月日)	
	変更後	(フリガナ)	令和 年 月 日	
⑥ 保険医療機関又は 保険薬局の廃止・休 止・再開	区 分	廃止・休止・再開		
	理 由	(廃止・休止・再開年月日) 令和 年 月 日 (令和 年 月 日まで)		
⑦ 健康保険法第80条 第7号から第9号まで のいずれかに該当	該当する法律			
	内 容			
	該当する年月日	令和 年 月 日		
	処分権者等			
⑧ 生活保護法の指定医療 機関の届出関係(※)	生活保護法の指定医療機関の 変更・廃止・休止・再開 の届出を併せて行う	<input type="checkbox"/>	生活保護法第49条の2第2項第2号から 第9号まで(指定欠格事由)に該当し ない旨の誓約	
		<input type="checkbox"/>	国の開設した医療 機関	

(※)は、該当する場合、右隣の口をチェックを入れること。

上記のとおり届け出ます。 開設者の住所及び氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

令和 年 月 日 (住 所) 〒

九州厚生局長 殿

(氏 名)

担当者氏名 ()
担当者連絡先 (TEL ())

電話番号 ()

記入上の注意

- 1 ①～⑧の該当する事項の欄について記入すること。
- 2 ②、③、④の「保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号」の欄の()は、記号の漢字を記入すること。また(医・歯・薬)は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②、③、④の「医籍等登録番号」の欄は、医籍登録番号・歯科医籍登録番号・薬剤師名簿登録番号を記入すること。
- 4 ④の「常勤・非常勤」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 5 ④の「担当診療科」の欄は、保険薬局が届け出る場合には、記入は不要であること。
- 6 ⑤の欄において、診療時間(開局時間)の変更を届け出る場合には、「変更後」の欄に、変更後の診療時間(開局時間)をすべて記入すること。
- 7 ⑤の欄において、診療科目の変更を届け出る際の主たる診療科については、「変更後」の欄に、変更後の主たる診療科を先頭にして記入すること。
- 8 ⑥の「廃止・休止・再開年月日」の欄は、それぞれ該当する期日を記入すること。なお、休止の場合は、休止期間の末日(令和 年 月 日まで)も併せて記入すること。
- 9 ⑦の欄は、健康保険法第80条の第7号から第9号(下記参照)のいずれかに該当した場合に記入すること。
- 10 ⑧の欄は、①、②、③、⑥のいずれかの変更等を届け出る場合であって、生活保護法施行規則第14条に基づき、生活保護法上の指定医療機関の変更等の届出も併せて行う場合は、当てはまるもの全てにチェックを入れること。その際以下に留意すること。
 - ・生活保護法の指定医療機関の届出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の指定医療機関の届出も兼ねるものであること。
 - ・指定欠格事由のうち、生活保護法第49条の2第2項第3号の場合の該当法律は以下のとおり。
 - ・児童福祉法 ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 ・栄養士法 ・医師法
 - ・歯科医師法 ・保健師助産師看護師法 ・歯科衛生士法 ・医療法 ・身体障害者福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・社会福祉法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・薬剤師法 ・老人福祉法 ・理学療法士及び作業療法士法 ・柔道整復師法 ・社会福祉士及び介護福祉士法 ・義肢装具士法 ・介護保険法 ・精神保健福祉士法 ・言語聴覚士法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ・子ども・子育て支援法 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律 ・国家戦略特別区域法(第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
 - ・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・公認心理師法 ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ・臨床研究法
 - ・「国の開設した医療機関」欄は、届出を行う医療機関が、国の開設した医療機関若しくは法令の規定により国とみなして生活保護法施行規則第10条第1項及び第3項を適用する独立行政法人等が開設した医療機関の場合にチェックを入れること。
- 11 それぞれの届出に必要な添付書類については、添付書類一覧表にて確認すること。

○ 健康保険法第80条(一部抜粋)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第80条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第63条第3項第1号の指定を取り消すことができる。

一～六(省略)

七 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。